



佐賀県公報

平成16年
4月1日
(木曜日)
号外第2号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

●佐賀県告示第二百九十五号
養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次の者をふ化業者に登録した。

平成十六年四月一日

佐賀県知事 古川 康

登録番号	登録年月日	登録の有効	氏名又は名称及び住所	ふ化場の名称及び所在
佐賀第一 五一三号	平成一六年 三月二十四日	平成一九年	株式会社ヨコオ	株式会社ヨコオふ化場
		三月二三日	佐賀県鳥栖市山浦町一二 三九番地	佐賀県鳥栖市立石町字五 反田九五四番地一六

- 佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正（二九四・生産者支援課）一
- 養鶏振興法に基づくふ化業者の登録（二九五・畜産課）三
- 公有水面埋立てに関する工事の竣工認可（二九六・農山漁村課）一
- 〃（二九七・〃）二
- 堤防と武雄市道との兼用工作物の管理協定（二九八・河川砂防課）三

○告示

●佐賀県告示第二百九十四号

佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第六百十号）の一部を次のように改正する。

平成十六年四月一日

佐賀県知事 古川 康

別表の一の項中「年一・一五%」を「年一・二五%」に、「年〇・九五%」を「年一・〇五%」に改める。

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十六年三月十八日以後に知事が利子補給することを適當と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金から適用する。
- 2 平成十六年三月十七日以前に知事が利子補給することを適當と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

●佐賀県告示第二百九十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣工を認可した。

平成十六年四月一日

佐賀県知事 古川 康

一 竣功認可年月日 平成十六年三月三十一日

二 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

（1）住所 東松浦郡鎮西町大字名護屋千五百三十番地

（2）名称 鎮西町

（3）代表者の氏名 鎮西町長 山中幸光

三 埋立区域及び面積

（1）位置

東松浦郡鎮西町大字串字赤道三九九番五、三三九番一七、四〇一番八、

四〇一番一七、四〇一番一八及び四〇四番一〇の地先の公有水面

（2）区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結ぶ春

分・秋分の満潮位(DLプラス二・七二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 東松浦郡鎮西町大字串字赤道四〇一番一四に設置された鉢(北緯三三度三〇分五七秒、東経一二九度五一分三五秒)から二七九度〇八分四二秒一二三・七一メートルの地点

②の地点 ①の地点から一〇七度五七分一二秒八・二四メートルの地点

③の地点 ②の地点から八四度二四分二〇秒一〇・六一メートルの地点

④の地点 ③の地点から八九度〇二分二三秒一〇・〇八メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一〇一度〇九分二一秒一〇・〇七メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一〇〇度二八分四〇秒五・九六メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から九六度〇一分一四秒三・九二メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から八九度〇四分五九秒三・五八メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から八四度〇五分三二秒三・四四メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から七八度二一分二〇秒四・〇〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から七三度一〇分五八秒五・二五メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から六六度三七分三四秒三・三九メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から六一度五二分〇一秒六・二九メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から五五度五七分四三秒一四・七五メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から九度二五分四一秒三・八四メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から九七度五〇分一秒一一・五六メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から一〇三度〇七分〇三秒一・九二メートルの地点

⑲の地点 ⑰の地点から一一九度二九分五七秒四・七四メートルの地点

(3) 面積 六九〇・〇一平方メートル

四 埋立ての免許年月日及び番号

- (1) 免許年月日 昭和六十二年十一月五日
- (2) 番号 佐賀県指令六十二漁港第千八百六十二号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項に規定する市町村名

鎮西町

●佐賀県告示第二百九十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣工を認可した。

平成十六年四月一日

佐賀県知事 古川康

一 竣功認可年月日 平成十六年三月三十一日

二 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

(1) 住所 東松浦郡鎮西町大字名護屋千五百三十番地

(2) 名称 鎮西町

(3) 代表者の氏名 鎮西町長 山中幸光

三 埋立区域及び面積

(1) 位置

東松浦郡鎮西町大字名護屋字神ノ木二五七九番二、二五八一番二及び二五八一番四の地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑥の地点まで、⑦の地点から⑨の地点までを順次に直線で結んだ線、⑨の地点と⑩の地点とを結ぶ昭和六十一年十月八日付け佐賀県指令六十一漁港第千七百三号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線及び①の地点と⑥の地点、⑦の地点と⑩の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・七二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 東松浦郡鎮西町大字串字赤道四〇一番地一四に設置された鉢(北緯三三度三〇分五七秒、東経一二九度五一分三五秒)から三三四度四〇分二五秒一四九・二九の地点

②の地点	①の地点から二三八度四六分四〇秒四・七五メートルの地点
③の地点	②の地点から一七一度五三分〇一秒五・七四メートルの地点
④の地点	③の地点から一三八度〇五分二七秒一・四〇メートルの地点
⑤の地点	④の地点から七八度一二分〇六秒三一・〇九メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から三八度二四分〇六秒九・六七メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から六二度五一分四四秒三・四九メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から六六度〇九分一二秒五・九八メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から一〇一度二二分四〇秒〇・九九メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から二三度二二分四九秒一・五一メートルの地点
(3) 面積	一六七・二八平方メートル
四 埋立ての免許年月日及び番号	
(1) 免許年月日	平成元年九月二十六日
(2) 番号	佐賀県指令元漁港第六十一号
五 公有水面埋立法第二十二条第三項に規定する市町村名	鎮西町

●佐賀県告示第二百九十八号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき公示する。

その関係図書は、武雄土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年四月一日

佐賀県知事 古川 康
土木事務所

河川の名称	河川管理施設の位置	管轄土木事務所
六角川水系 高橋川	左岸堤防 字上滝一七一五番一地 先から字高橋一七六七番一地先まで	武雄土木事務所

- 二 管理を行う者の氏名及び住所
- 氏名 道路管理者 武雄市長
- 住所 武雄市武雄町大字昭和一番地一
- 三 管理の内容
- (一) 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (二) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (三) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 四 管理の期間
- 平成十六年三月二十五日から道路の存続する日まで

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十六年四月一日
佐賀県知事 印刷及び発行
古川 康行

印刷所 発行定日 毎週月水金曜日
西部印刷企画(株)